

改正案（令和5年2月）	現行約款
<p>第16条 発注者の中止権及び催告による解除権</p> <p>(1) (2) 【省略】</p> <p>(3) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって受注者に通知し直ちに本契約を解除することができる。</p> <p>a～c 【省略】</p> <p>d 受注者が以下の一にあたる時。</p> <p>イ. 役員等（受注者が個人である場合にはその者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員、又はその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。）が、<u>暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員もしくは同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。</u></p>	<p>第16条 発注者の中止権及び催告による解除権</p> <p>(3) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、書面をもって受注者に通知し直ちに本契約を解除することができる。</p> <p>d 受注者が以下の一にあたる時。</p> <p>イ. 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員、又はその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する<u>暴力団員</u>（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> <p>ロ. <u>暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p>

<p><u>(削除)</u></p> <p>ロ. <u>役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている</u>と認められるとき。</p> <p>ハ. <u>役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している</u>と認められるとき。</p> <p>ニ. <u>役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている</u>と認められるとき。</p> <p>ホ. 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>	<p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>ハ. 役員等が暴力団、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p>
<p>第 17 条 受注者の中止権、解除権</p> <p>(1) ～ (3) 【省略】</p> <p>(4) 次の各号の一にあたる時、受注者は、書面をもって発注者に通知して直ちに本契約を解除することができる。</p> <p>    a、b 【省略】</p> <p>c 発注者が以下の一にあたる時。</p> <p>    イ 役員等（発注者が個人である場合にはその者</p>	<p>第 17 条 受注者の中止権、解除権</p> <p>(4) 次の各号の一にあたる時、受注者は、書面をもって発注者に通知して直ちに本契約を解除することができる。</p> <p>c 発注者が以下の一にあたる時。</p> <p>    イ 役員等（発注者が個人である場合にはその者を、発注者</p>

<p><u>その他経営に実質的に関与している者を、発注者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所等の代表者</u><u>その他経営に実質的に関与している者をいう。</u>以下この号において同じ。)が暴力団又は暴力団員等であると認められるとき。</p>	<p>が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは営業所等の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>ロ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p>
<p><u>ロ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている</u>と認められるとき。</p>	<p>【新設】</p>
<p><u>ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している</u>と認められるとき。</p>	<p>【新設】</p>
<p><u>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている</u>と認められるとき。</p>	<p>【新設】</p>
<p><u>ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している</u>と認められるとき。</p>	<p><u>ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している</u>と認められるとき。</p>

<p><u>「特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書」</u></p> <p>本件リフォーム工事が「特定商取引に関する法律」（以下「特定商取引法」という。）の適用を受ける場合には、この説明書・工事請負契約約款を充分お読み下さい。</p> <p>1. クーリングオフを行おうとする場合、この書面を受領した日から起算して8日以内は、お客様（発注者）は<u>書面又は電磁的記録</u>をもって本契約の解除（クーリングオフ）ができ、その効力は解除する旨の<u>書面又は電磁的記録による通知</u>を発したときに生ずるものとします。ただし、次のような場合等にはクーリングオフの権利行使はできません。</p> <p>(ア) お客様（発注者）がリフォーム工事建物等を営業用に利用する場合や、お客様（発注者）からのご請求によりご自宅でのお申し込み又はご契約を行った場合等。</p> <p>(イ) 壁紙、不織布など特定商取引法施行令第6条の4で定める商品を使用した場合、又は3000円未満の現金取引の場合。</p>	<p><u>（特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明書）</u></p> <p>← <b>【左記を赤枠で囲う】</b></p> <p><b>【現行説明書省略】</b></p>
---	---

2. 上記期間内にクーリングオフがあった場合。
- ① 請負者(受注者)はクーリングオフに伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することはできません。
  - ② クーリングオフがあった場合に、既に本契約に関連し、商品の引渡しが行われているときは、その引取りに要する費用は、請負者(受注者)の負担とします。
  - ③ クーリングオフの際に、請負者(受注者)において既に受領した金員がある場合は、請負者(受注者)は、速やかにその全額を無利息にてお客様(発注者)に返還いたします。
  - ④ 本件リフォーム工事に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合には、お客様(発注者)は、無料で元の状態にもどすよう請求することができます。
  - ⑤ すでに本件リフォーム工事がなされたときにおいても、請負者(受注者)は、お客様(発注者)に対し、工事請負代金その他の金銭の支払いを請求することはできません。
3. 上記クーリングオフの行使を妨げるために請負者(受注者)が不実のことを告げたことによりお客様(発注者)が誤認し、又は威迫したことにより困惑

してクーリングオフを行わなかった場合は、請負者（受注者）から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面又は電磁的記録によりクーリングオフすることができます。